

議案第十四号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二（二）杉並区立ゆうゆう四宮館の項中

和室	一八・〇	三〇〇円	四〇〇円	三〇〇円
洋室	五六・四	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円

を

洋室一	五六・四	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円
洋室二	二四・四	四〇〇円	六〇〇円	四〇〇円
洋室一体使用	八〇・八	一、五〇〇円	二、一〇〇円	一、五〇〇円

に改め、

同表杉並区立ゆうゆう和田館の項中

洋室	和室
四九・五	一八・四
一、〇〇〇円	三〇〇円
一、四〇〇円	四〇〇円
一、〇〇〇円	三〇〇円

を

洋室 一体使用	洋室二	洋室一
九〇・〇	四〇・五	四九・五
一、九〇〇円	九〇〇円	一、〇〇〇円
二、六〇〇円	一、二〇〇円	一、四〇〇円
一、九〇〇円	九〇〇円	一、〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(提案理由)

ゆうゆう四宮館及びゆうゆう和田館の集会室の使用料を改定する等の必要がある。